

山梨県スポーツ・レクリエーション祭 種目別大会事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 山梨県スポーツ・レクリエーション祭の種目別大会事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、各種団体が行う事業を実施するための事業で、山梨県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認める経費について、予算の範囲内で会長が別に定める 額とする。

(申請手続)

第3条 この補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第4条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容及び条件を付した場合においては、その条件を団体に通知しなければならない。

(補助事業の遂行)

第5条 団体は補助事業を遂行するため、補助対象経費の支出を行う場合は、補助金交付の目的に従い、最少の費用で最大の効果を挙げるよう、経費の効率的執行に努めなければならない。

(補助事業の変更等)

第6条 団体は、補助金交付の決定を受けた後、その内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業内容変更等承認申請書（第2号様式）により、会長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定された補助金の額に変更をきたさない程度の軽微な変更についてはこの限りではない。

(補助金交付の方法)

第7条 この補助金は、概算払とすることができる。この場合において、補助金の概算払を受けようとする団体は、概算払請求書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 団体は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了した日若しくは補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の報告を受けた場合には、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体に通知するものとする。

(証拠書類の整備及び保管)

第10条 団体は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整備し、事業完了の日の属する年度の終了後から5年間保管しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年4月7日から施行する。